

## 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の成立を受けて

2021年7月6日

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
(略称：KC's)

私たち消費者支援機構関西は、2021年6月26日に2021年度通常総会記念シンポジウム「特定商取引法の改正について考える」を開催した。シンポジウムでは、改正特商法の意義と課題、そしてこの改正特商法を消費者被害防止のためのものとするうえで消費者団体が果たすべき役割について、考え、議論することができた。その成果を踏まえ、私たち消費者支援機構関西は、改めて改正特商法について以下の意見を表明することが重要であると考えてに至った。

本年6月9日、参議院本会議で、「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正特商法」という。)が賛成多数で可決、成立した。消費者の保護を目的として消費者庁から提出された法案は、全会一致によって成立させることがこれまでの慣例であった。しかし、この法案はそれならなかった。その事実を、私たちは、重く受け止める必要がある。もし、消費者が被る被害の現実やそれを救済する法のあり方について共通の理解が欠けているのだとしたら、相互理解を図るためにも、法案への慎重で徹底した議論が不可欠であったと考える。なるほど、衆議院では法案の修正が一部行われ、参議院では附帯決議が全会一致でなされはした。ただ、この法案の改正内容を考えるとき、より慎重で誠実な審議が求められていたことを、私たちは改めて指摘せざるを得ない。

もちろん、成立した改正特商法には、消費者の権利擁護、利益の保護にとって重要な法改正が多数、含まれている。

詐欺的な定期購入商法に関する法改正には、定期購入でないとして誤認させる表示が禁止され(12条の6第2項)、それによって締結した契約の取消権も規定された(15条の4)。適格消費者団体には、誤認をさせる表示などについての差止請求をする権限が付与された(58条の19第2項及び第3項)。送り付け商法では、事業者が送付した商品の返還を請求できなくなるまでの14日間の消費者の保管期間がなくなり、消費者は送り付けられた商品の処分が直ちに可能とされた(59条の2)。特商法が通信販売を規制対象としていて、国内からバリアなく海外の事業者との契約ができてしまうことを考慮すれば、外国執行機関に対する情報提供制度の創設(69条の3)も重要な法改正だと評価できる。さらに、改正特商法を受けた消費者裁判特例法の改正で、特定適格消費者団体に特商法や預託法で消費者庁がした行政処分について作成した書類の提供が可能となる(同法91条)。事業者に対する行政処分と特定適格消費者団体による被害回復とが、いわば車の両輪のように、消費者被害の防止と救済に共同して役割を果たすことができ

ば、それにはとても大きな意味がある。いずれにしても、これらの特商法改正を消費者被害の防止と救済につなげていくためには、何よりもその重要性を社会が理解し、積極的に改正特商法を活用することが必要である。私たち消費者支援機構関西は、その重要性を認識して、差止請求と被害回復の活動にこれまで以上に特商法を積極的に活用する努力をする。

こうした重要な改正がなされた一方で、改正特商法には消費者の利益とは評価することができない事項が含まれている。特商法が事業者から消費者への交付を義務付けている契約書面等を、消費者の承諾を前提としつつも、電磁的方法で可能とする規定である(例えば、訪問販売については、4条2項及び3項)。この規定に関しては、法案の審議の段階から、電磁的方法による書面交付が、消費者被害の拡大につながるとの懸念が多くの消費者団体等から表明されていた。私たち消費者支援機構関西も、本年1月28日に「特定商取引法の書面の電磁的方法による交付を認めるとする法改正に対する意見書」を公表して、慎重な審議を求めた。例えば特商法の規制対象である連鎖販売取引では、いわゆるモノなしマルチによる被害が若者を中心に広がっている。成年年齢が2022年4月1日から18歳に引き下げられるこの時期に、その契約書面が電磁的方法で足りるとするならば、スマホなどの情報機器には慣れているが、契約への理解や経験に乏しい若者の弱さに悪質な事業者がつけ込んで、その被害が増加することは明らかである。

この規定へのこうした懸念は、国会の審議でも与野党を問わずに問題とされた。それ故に、衆議院では、この規定の施行が、他の改正部分が公布後1年以内に施行予定であるにもかかわらず、法の公布後2年以内との異例の対応がなされた。また、参議院の「附帯決議」では、その最初に、書面交付の電子化にかかる消費者の同意について、消費者の真意に基づく明示的な同意によるものに限定されるべき旨が示されている。そして、電磁的な方法で提供されるものが契約内容を示すものであり、クーリング・オフの起算点になる重要なものであることを書面等で明示的に示すことを求めている。さらに、高齢者に関しては、家族や第三者の関与などを検討することとしている。電磁的方法で契約内容を提示するために、書面等でその重要性を明示しなければならないという、何とも理解が難しい制度的な手立てを考えなければならないことになった。このことは、少なくとも書面の電子化に対する懸念は共通のものになっていて、それは解決されていない課題として残されていることを明確に示している。

ところで、電磁的方法による書面等の提供に係る消費者の承諾を得る方法等については、政省令でその具体化が図られることとされている。特商法の政省令の制定に際しては、消費者庁での検討を経て、その内容がパブリックコメントに付される。私たち消費者支援機構関西は、改正特商法の政省令の制定について積極的に関与するとともに、パブリックコメントに対する意見表明などを通して、電磁的方法での書面等の提供への消費者の承諾が、決して形式的なものにならないようにする努力を継続する。消費者庁において政省令を整備するについては、電子的方法への懸念を踏まえた慎重で精緻な検討を強く求める。決して、消費者の承諾が、例えば書面への署名や電磁的畫面への同意ボタンのクリックなど、形式的なものにとどまってはならない。

改正特商法をめぐる今回の議論は、改めて、消費者に被害を生じさせている取引に関する契約の同意をどのように考えるべきかという課題を提示したように思える。とりわけ高齢者の被害が訪問販売や電話勧誘販売で顕著であることを考慮すると、そもそも、そうした取引を拒絶する意思表示をしている者に対する勧誘を禁止するなどの根本的な問題対応を図る必要はないであろうか。あるいは、子どもがネット取引で、その意味を理解しないまま年齢を詐称してしまうことを考慮すれば、その場合の本人確認のあり方と年齢確認などの責任、年齢への配慮義務の明確化も考えられる必要があるのではなかろうか。

私たち消費者支援機構関西は、今後とも消費者取引の電子化が消費者にとって不利益なものにならないための検討に、責任ある役割を果たす覚悟である。

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
(略称：KC's)

適格消費者団体／特定適格消費者団体

- 理事長（代表理事）：藤井 克裕
- 担当：事務局長 元山 鉄朗
- 住所：〒540-0024 大阪市中央区  
南新町一丁目2番4号椿本ビル5階502号
- TEL：06-6920-2911
- FAX：06-6945-0730
- E-mail：[info@kc-s.or.jp](mailto:info@kc-s.or.jp)
- HP：www.kc-s.or.jp